

第7回鏡石町議会臨時会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
○事務局職員出席者	3
○議事日程	4
○本日の会議に付した事件	4
○開会の宣告	5
○招集者あいさつ	5
○開議の宣告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○議案第220号の上程、説明、意見、採決	5
○議案第221号～議案223号上程、説明、質疑、討論、採決	7
○閉議の宣告	10
○町長あいさつ	10
○閉会の宣告	11
○署名議員	12

鏡石町告示第51号

第7回鏡石町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成18年11月15日

鏡石町長 木 賊 政 雄

1. 期 日 平成18年11月21日（火）午後1時30分

2. 場 所 鏡石町役場議会議場

3. 付議事件

- ①監査委員の選任につき同意を求めることについて
- ②町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- ③教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- ④職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○応招・不応招議員

応招議員（14名）

1番	仲 沼 義 春 君	2番	渡 辺 定 己 君
3番	今 駒 隆 幸 君	4番	根 本 重 郎 君
5番	大河原 正 雄 君	6番	柳 沼 俊 行 君
7番	今 泉 文 克 君	8番	木 原 秀 男 君
9番	菊 地 栄 助 君	10番	小 貫 良 巳 君
11番	藤 島 一 郎 君	12番	円 谷 寛 君
13番	円 谷 寅三郎 君	14番	森 尾 吉 郎 君

不応招議員（なし）

第7回鏡石町議会臨時会会議録（第290号）

平成18年11月21日（火）午後1時44分開議

1. 出席議員（14名）

1番	仲 沼 義 春 君	2番	渡 辺 定 己 君
3番	今 駒 隆 幸 君	4番	根 本 重 郎 君
5番	大河原 正 雄 君	6番	柳 沼 俊 行 君
7番	今 泉 文 克 君	8番	木 原 秀 男 君
9番	菊 地 栄 助 君	10番	小 貫 良 巳 君
11番	藤 島 一 郎 君	12番	円 谷 寛 君
13番	円 谷 寅三郎 君	14番	森 尾 吉 郎 君

2. 欠席議員（なし）

3. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	木 賊 政 雄 君	助 役	大河原 直 博 君
総務課参事兼 課 長	円 谷 光 行 君	税務町民課 参事兼課長	角 田 勝 君
健康福祉課長	遠 藤 栄 作 君	産 業 課 長	小 林 政 次 君
都市建設課長	椎 野 優 偉 君	上下水道課長	黒 津 政 美 君
教 育 長	佐 藤 節 雄 君	教 育 課 長	今 泉 保 行 君
収 入 役 職務代理者 出 納 室 長	八 卷 司 君		

4. 事務局職員出席者

議 会 事 務 局 局 長	面 川 武	主 任 主 査	大河原久美子
------------------	-------	---------	--------

5. 議事日程（第1号）

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第220号 監査委員の選任につき同意を求めることについて

日程第4 議案第221号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第5 議案第222号 教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第6 議案第223号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

6. 本日の会議に付した事件

議事日程（第1号）に同じである。

開議 午後 1時44分

◎開会の宣告

- 議長（菊地栄助君） ただいまから、第7回鏡石町議会臨時会を開会いたします。
直ちに本日の会議を開きます。
会議規則第2条による欠席の届け出者は、皆無であります。
-

◎招集者あいさつ

- 議長（菊地栄助君） 本臨時会にあたり町長からあいさつがあります。
町長。

〔町長 木賊政雄君 登壇〕

- 町長（木賊政雄君） 皆さんこんにちは。

寒さが日増しに加わってまいりました初冬の本日、第7回鏡石町議会臨時会を開催いたしましたところ、議員の皆様には公私ともお忙しい中ご出席を賜りまして誠にありがとうございました。

今、臨時会にご提案いたしますのは、監査委員の選任同意1件、今年度の県の人事委員会の勧告に基づく、職員給料等及び町長等給料の支給の一部改正議案3件であります。

ご審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げごあいさつといたします。

◎開議の宣告

- 議長（菊地栄助君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。
よろしくお願いを申し上げます。
-

◎会議録署名議員の指名

- 議長（菊地栄助君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員に、10番、小貫良巳君、11番、藤島一郎君、12番、円谷寛君を指名いたします。
-

◎会期の決定

- 議長（菊地栄助君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。
お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。
よって会期は1日間と決しました。
-

◎議案第220号、上程、説明、質疑、意見、採決

- 議長（菊地栄助君） 日程第3、議案第220号 監査委員の選任につき同意を求

めることについての件を議題といたします。

○議長（菊地栄助君） 局長に議案を朗読いたさせます。

○議会事務局局長（面川武君）

〔議案第220号を朗読〕

○議長（菊地栄助君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 木賊政雄君 登壇〕

○町長（木賊政雄君） ただいま上程されました、議案第220号の監査委員の選任につき同意を求めることにつきまして、提案理由の説明を申し上げます。

鏡石町監査委員に次のものを選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定によって、議会の同意を求めるものであります。

前委員でありました、荻原文博氏の突然の死去により、新たに委員に福島市渡利字扇田町6-2 中西勉氏をお願いしたいため提案するものであります。

中西は、祖父、父と鏡石町にゆかりがあり、早稲田大学第1法学部を卒業後、昭和42年に株式会社東邦銀行に入社され、各支店長、国際部長、営業統括部長、福島経済研究所専務理事長等々勤めるとともに、7年間にわたる海外において、外国為替輸出入実務、国際投資海外事務所運営等の国際業務など多くの業務を経験されている方でありました。また、福島県公共事業評価委員会委員、県社会福祉事業団監事、テレビュー福島番組審査委員会委員、ジェームス英会話講師等を勤められました。その金融会計能力、国際的金融処理学は、業界で高く評価され、さらに高い知識、豊富な経験有する者として最適任と思われれます。

議会の皆様のご同意をお願い申し上げ提案理由の説明に替えさせていただきます。

○議長（菊地栄助君） これをもって提案理由の説明を終わります。

本案については、質疑を省略し意見を求めます。

5番 大河原君。

〔5番 大河原正雄君 登壇〕

○5番（大河原正雄君） ただいま上程されました、議案第220号 監査委員の選任につきまして、賛成の意見を申し上げます。

中西勉氏は、早稲田大学を卒業後東邦銀行に入行し、各支店長を歴任し、また、営業統括部長、国際部長などの要職を勤め、人格、見識とも卓越しております。

監査委員として適任であると思えます。

議員の皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（菊地栄助君） これをもって意見を終了いたします。

これより、議案第220号 監査委員の選任につき同意を求めることについての件を採決いたします。

本案は、これに同意をすることに賛成の諸君の起立を求めます。

起立多数であります。

したがって、議案第220号 監査委員の選任につき同意を求めるの件は同意することに決しました。

暫時休議いたします。

休議 午後 3時50分

開議 午後 3時51分

○議長（菊地栄助君） 休議前に引き続き会議を開きます。

◎議案第221号、222号、223号、上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地栄助君） 日程第4、議案第221号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第6、議案第223号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての3件を一括議題といたします。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。

したがって、日程第4、議案第221号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第6、議案第223号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての3件を一括議題とすることに決しました。

○議長（菊地栄助君） 局長に議案を朗読いたさせます。

○議会事務局局長（面川武君）

〔議案第221号～223号を朗読〕

○議長（菊地栄助君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課参事兼課長 円谷光行君 登壇〕

○総務課参事兼課長（円谷光行君） ただいま一括上程されました議案第221号から議案第223号までの3議案について提案の理由を説明いたします。

国の人事院では、今年8月8日に国及び内閣に対し、今年度の国家公務員の給与に関する報告、勧告がなされました。これをうけて、福島県人事委員会は10月5日に県に対し、報告、勧告がなされました。

町は従来どおり県に準拠し、公民格差の調整に基づく職員の期末手当の支給割合0.05%の引き下げと、扶養手当の増額改定を行うものであります。

併せて、町長を含めた3役の期末手当の支給割合の引き下げ等とともに厳しい財政状況を鑑み、給料月額削減を引き続き行うものでございます。

それでは、議案第221号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

3頁の第3条第2項中は期末手当の支給率の規定でございます。これを「100分の175」を「100分の170」に改めるものであります。

2条の関係で、附則第7項これは、町長、助役等の給料月額について、次の1項を加えるものであります。

8項の別表中、町長の給料月額「821,000円」とあるものを「697,800円」に、助役給料月額「657,000円」とあるものを「571,500

円」に、収入役の給料月額「616,000円」とあるものを「554,400円」に読み替え、平成19年1月1日から平成19年12月31日までの間、これを適用する。

なお、減額率につきましては、町長15%、助役13%、収入役10%となっております。

なお、町長を含めた年間減額合計が4,269,388円となっております。

なお、期末手当の減額については、103,000円でございます。

附則、施行日、この条例は、交付の日の属する月の翌月の初日12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成19年1月1日から施行する。

次ページをお開き下さい。

議案第222号 教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましてですが、第1条の下に第2条第2項中期末手当の支給率の規定でございます。これはご覧のと通りの比率でございます。

第2条につきましても先ほどの厳しい財政状況のもとに、減額するものでございまして次の1項を加えると言うことで、「月額616,000円」とあるものを「月額554,400円」と読み替えする。平成19年1月1日から平成19年12月31日までの間適用する。

附則につきましては、前条と同じでございます。

次に6ページ、議案第223号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして申し上げます。

中ほどの18条第2項中は期末手当の規定でございまして、「100分の160」を「100分の155」に改め、同条第3項中は、再任用職員の期末手当の支給割合でございまして、ご覧の数字に改める内容でございます。

第2条の一部改正については、第9条扶養手当の関係でございまして、1,000円を引き上げるという内容であります。

なお、扶養手当の全体の支給が57人で、この3人目以降が26名が該当になっております。

なお、期末手当の全体の職員の支給減額が1,877,000円となっております。

附則（施行期日等）この条例は交付の日の属する月の翌月の初日12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成19年4月1日から施行する。

以上、議案第221号から第223号まで3議案一括説明いたしました。

ご審議をいただき議決賜りますようお願いいたします。

○議長（菊地栄助君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

12番、円谷寛君

〔12番 円谷寛君 登壇〕

○12番（円谷寛君） 12番議員の円谷寛でございますが、いま提案されております、議案第221号に関して質問をさせていただきます。

当事者にとって、15%もの給与の減額は大変厳しいものがあるだろうと言うふ

うには思いますけれど、我が町の今の財政ですね、中心的な第3次総合開発計画、さらには、第4次総合開発計画で一番中心的な事業として、我々は議決をしてまいりました、駅東開発事業が、今困難を極めて10年以上の歳月をかけて、練りに練って測量設計、換地、今まで沢山の手を煩わせ、沢山の金を費やしながらもこの事業を今、抜本的に見直しをしなくてはならないという状況は、ただごとではない状況だと思うんですね、ですからある面ではやむを得ないのかなと考えているんですけれども、やはりここでいつも申し上げていますように、議員についてもやはりこれは、これから検討をしていかなければならないのかなと言うふうに皆さんで、これから議員の皆さんにも考えてもらわなければならない問題だと言うふうに思うんですけれども、1つここでお尋ねをしたいのは、町長給与等の削減が退職手当に跳ね返るものであるのかどうかについてお尋ねを申し上げたいと思います。

○議長（菊地栄助君） 執行の答弁を求めます。

総務課長。

〔総務課参事兼課長 円谷光行君 登壇〕

○総務課参事兼課長（円谷光行君） 12番議員のご質問にお答えします。

報酬に関して読み替え規定を行った金額について、それは退職金に影響があるのかと言うことですが、退職時の報酬と月数によって計算されますので、減額については、退職手当については影響を受けないと言うふうになっております。

減額された金額についての支給割合であって、トータルでいきますので退職時における時に計算されると言うふうになりますのでご了承下さい。

（何か言う声あり）

○総務課参事兼課長（円谷光行君） 難しく言いすぎました。この金額で決まると言うふうにご了承下さい。

○議長（菊地栄助君） 他に質疑はありませんか。

14番 森尾吉郎君。

〔14番 森尾吉郎君 登壇〕

○14番（森尾吉郎君） 議案の第221号より3件について説明がなされたわけがありますけれど、今回、円谷君の方からはそういう意見が出ましたけれど、私は、現在鏡石町長、助役、現在、収入役は法的になくなっているかたちから、15%の減額と言うことになっている。ご承知のとおりであります。そういう中から0.05%というのは微々たるものである。だけれどもそれをマイナスにすると言うのは、国、県の人事院勧告をもとにこれをやりなさいということであって、こう言うふうに各市町村の首長さん達の減額をなさっているところが、何件かあるかなと考えられます。そういう点で15%マイナスにおいてあるんだ鏡石は、その中で0.05%人事院勧告に基づいて下げなければならないものなのかどうか、どのように議論されたものなのかどうか。或いは、あくまでも人事院勧告に基づいて0.05%は下げなさいと、それに従って行うものなのかどうかお尋ねをしておきたいと思います。

○議長（菊地栄助君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

〔総務課長 円谷光行君 登壇〕

○総務課参事兼課長（円谷光行君） 14番議員の質問にお答えいたします。

県人事委員会に従って行うと言うことは、先ほど議案第221号の冒頭に町は従来どおり県に準拠し、と言うことを申し上げました。

よって、鏡石町では県の人事委員会、国の人事委員会のように組織だって、いろいろな調査をしたり、民間格差の調査をする事務能力がございませんので、長年県の人事委員会に準拠して、実施しておりますのでそれを今まで行っていると言うことでありますのでご理解していただきたい。

○議長（菊地栄助君） 他にありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（菊地栄助君） これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、ただちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

討論を省略し採決に入ります。

初めに、議案第221号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第222号 教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第223号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉議の宣告

○議長（菊地栄助君） 以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

◎町長あいさつ

○議長（菊地栄助君） ここで、閉会にあたり招集者からあいさつがあります。町長。

〔町長 木賊政雄君 登壇〕

○町長（木賊政雄君） 閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

提出いたしました議案につきまして、慎重な審議をいただき、議決賜り誠にありがとうございました。厚く御礼を申し上げます。

師走の季節が目の前に迫り、何かとご多忙のことと思いますが、何とぞご健勝で
ご活躍されますことをご祈念申し上げ、閉会のあいさつといたします。
ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（菊地栄助君） これにて、第7回鏡石町議会臨時会を閉会といたします。
ご苦労様でした。

閉会 午後 2時 7分

地方自治法第123条の規定により署名する。

平成18年11月21日

鏡石町議会議長 菊地栄助

署名議員10番 小貫良巳

署名議員11番 藤島一郎

署名議員12番 円谷寛